

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇文化芸術劇場なは一と利用内容の変更の許可		
根拠法令及び条項	那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則第4条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇文化芸術劇場なは一と条例施行規則第4条 (施設の利用変更許可の申請等) 第4条 条例第7条第1項後段に規定する変更の許可の申請(施設に係るものに限る。)は、那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可申請書に前条第5項に規定する許可書を添えて、行うものとする。 2 前項に規定する申請の受付は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日(その日が休館日である場合は、その直前の休館日でない日。第9条第2号から第4号までにおいて「利用変更締切日」という。)まで行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (1) 条例第3条第1号から第3号までに掲げる施設 利用開始日の前日から起算して30日前の日 (2) 前号に掲げる施設以外の施設 利用開始日の前日から起算して7日前の日 3 市長は、第1項に規定する申請に対し許可をしたときは、那覇文化芸術劇場なは一と利用変更許可書を交付するものとする。		
審査基準 設定年月日	2020年 11月 18日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。